

広島県告示第七百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年十月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道栗原長江線	尾道市栗原町字東組六八三番一地从先から尾道市長江三丁目一三二番一〇地先まで	平成二十五年一〇月三日